令和８年度 女性力推進事業委託業務
企画提案仕様書

１ 業務名

令和８年度 女性力推進事業委託業務

２ 業務期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

３ 業務目的

社会における女性活躍推進に関する取組を加速させるためには、女性だけでなく、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要である。

本事業では、啓発イベント等の実施により、男性の育休取得を促進し、アンコンシャス・バイアスや男女間の固定的な役割分担意識等の解消を図るとともに、女性があらゆる分野で活躍できる社会を実現することを目的とする。

その上で、県内の様々な分野のリーダー（インフルエンサー等を含む。以下「県内リーダー等」という。）による「女性のチカラ応援宣言」を通じたメッセージの発信等を実施するほか、県内企業・事業所の代表者による「イクドリ！宣言」を実施し、女性活躍推進の機運を高め、男女共同参画社会を目指すことを目的とする。

※「イクドリ！宣言」とは

九州地方知事会及び経済界が推進する「子育てランド九州プロジェクト」では、男性の育児休業取得がごく自然なこととなり、社会全体で子育てをする九州になることを目指し、男性の２週間以上の育児休業取得を推進する企業を九州地域戦略会議が認証する「イクドリ！宣言」を実施している。取組内容としては、企業・事業所のトップ（支社を含める）に「男性の２週間以上の育児休業取得 100％を目指す」旨を宣言していただき、宣言の証として、「イクドリ！宣言企業」の認証マークを配付する制度である。

４ 委託料上限額

⑴ 企画提案の上限額

提案にあたっては、総額 5,780,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

５ 委託業務の内容

⑴ 啓発イベントの企画及び実施・運営

① 啓発イベント等の実施方法や形態は、企画提案によるものとするが、企業・事業所の代表者による講演や応援宣言等を実施し、女性活躍推進に向け、組織や社会に意識改革を促すようなメッセージを発信するとともに、参加者にも事業への理解が深まるイベント等になるよう実施方法を工夫すること。ただし、下記の要素を入れて啓発イベントを開催すること。

ア　女性が社会のあらゆる分野で活躍できるような啓発を行うこと。
イ　アンコンシャス・バイアスや男女間の固定的な性別役割分担意識の解消を図ること。
ウ　「女性のチカラ応援宣言」及び「イクドリ！宣言」に賛同してもらえるような啓発を行うこと。

② 既に宣言を行った方々の「女性のチカラ応援宣言」及び「イクドリ！宣言」の周知も図ること。

③ 啓発イベントの実施・運営にかかる以下の業務を行うこと。
ア　啓発イベントの案内チラシ作成、周知や必要な情報発信
イ　啓発イベントの開催に必要な会場の手配、人員配置、システム構築、保守等
ウ　参加者に対するアンケートの実施及び集計
エ　啓発イベントの広報・集客
オ　アーカイブ配信又はオンライン視聴を可能とすること。
カ　その他啓発イベントの実施にかかる費用の支払い（謝金・交通費、消耗品購入費、印刷費、使用料等）

⑵ メディアを活用した広報等

「女性のチカラ応援宣言」及び「イクドリ！宣言」に関する理解促進を図るため、広く一般県民にリーチできる効果的なメディアを活用し以下の広報を行うこと。その他当該事業の趣旨をとらえた内容の広報等があれば提案すること。

① 「女性のチカラ応援宣言」に関する県民向けの情報発信。
② 「イクドリ！宣言」に関する県民向けの情報発信。
③ 当該事業に係るイベント等の広報等。

⑶ 「女性のチカラ応援宣言事業“Woman ちゅ応援宣言”実施要領（別添）」に基づき、県内リーダー等を対象に「女性のチカラ応援宣言」を実施すること。また、九州地方知事会及び経済界が推進する「イクドリ！宣言」への登録完了に向け、各企業に対して個別に訪問を行い、多くの企業（支社を含める）に登録してもらうほか、既に「女性のチカラ応援宣言」をしている方へも「イクドリ！宣言」の周知を行うこと（企業・事業所の代表者等に限る）。

⑷ ３月８日国際女性デーに関連して女性活躍推進に関するパネル展を実施すること。パネル展の内容は、「アンコンシャス・バイアスってなんだろう」（沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課　2024 年３月発行）を活用するものとすること。

⑸ 成果品

① 事業報告書

実施内容を取りまとめた事業報告書を作成し、提出すること。（製本版３部、電子カルテを格納した CD を１部。）なお、報告書は事業実績が容易に把握できるよう、図、写真、グラフ等を用いて作成すること。

② 提出期限

令和９年３月 26 日（金）

⑹　その他

①　その他、当該事業の趣旨をとらえた内容の事業を提案すること。

②　上記の業務を円滑に実施するために必要な事務を行うこと。

6　実施体制

本事業の実施にあたり、原則として、以下の体制を構築すること。

統括責任者１名、担当者１名、補助スタッフ１名

7　著作権

本業務で制作した全ての成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8　業務の再委託について

⑴　一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

・　契約金額の 50%を超える業務

・　企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

⑵　再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

⑶　再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

①　資料の収集・整理

②　複写・印刷・製本

③　原稿・データの入力及び集計

④　物品の輸送・発送

⑤　受注者において作成又は調達した情報を発信する広告（編集、加工を依頼する場合を除く。）

⑥　その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

9　その他留意事項

⑴　業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
⑵　この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。
⑶　本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合もある。
⑷　業務の遂行にあたって知り得た情報（個人情報を含む。）を漏洩してはならない。